

令和4年第2回

柏原羽曳野藤井寺消防組合議会

定例会会議録

令和4年6月6日開会

令和4年6月6日閉会

柏原羽曳野藤井寺消防組合議会

令和4年第2回柏原羽曳野藤井寺消防組合議会定例会会議録

令和4年6月6日（月）

◇議事日程

日程第1		会期の決定について
日程第2		会議録署名議員の指名について
日程第3	選挙第1号	議長選挙について
日程第4	選任第1号	常任委員会の委員の選任について
日程第5	報告第1号	専決処分報告について 「柏原羽曳野藤井寺消防組合手数料条例の一部改正について」
日程第6	報告第2号	専決処分報告について 「令和4年度柏原羽曳野藤井寺消防組合一般会計補正予算（第1号）」
日程第7	報告第3号	専決処分報告について 「職員の給与に関する条例の一部改正について」
日程第8	議案第4号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第5号	財産の取得について
日程第10	議案第6号	財産の取得について
日程第11	議案第7号	財産の取得について 一般質問について

○出席議員（12名）

1番	峯 弘之議員
2番	外園康裕議員
3番	生田達也議員
4番	中村保治議員
5番	沼元彩佳議員
6番	片山敬子議員
7番	奥山 渉議員
8番	渡辺真千議員
9番	山本忠司議員
10番	大坪教孝議員
11番	樽井佳代子議員
12番	麻野真吾議員

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	富宅正浩
副管理者	山入端 創
副管理者	岡田一樹
消防長	曾我部浩治
署長	畑中正史
総務担当副理事	奥谷裕之
予防担当副理事	谷口信次
警防担当副理事	松井 勲
副署長	山本克也
総務課長	永橋宏隆
予防課長	保田知孝
警防課長	黒岡一起
消防課長	波多野 修

○職務のため出席した職員

書記長	小池一彰
-----	------

書記	北野佳則
担当職員	小林大吾
担当職員	萬田淳代
担当職員	坂上仁敏
担当職員	石田達也

◇開会 午前10時00分

○中村保治副議長 皆さん、おはようございます。それでは、組合議会定例会を始めさせていただきます。

今日は、令和4年第2回柏原羽曳野藤井寺消防組合議会定例会の開催にあたりまして、ご通知申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変ご多忙にもかかわらず、ご参集いただきまして厚くお礼申し上げます。

本定例会は藤井寺市議会の役員選挙後の初めての議会となります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条の規定によりまして、私、副議長の中村が議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会にあたりまして管理者から挨拶を受けます。

○富宅正浩管理者 議長。

○中村保治副議長 富宅市長。

○富宅正浩管理者 皆様、改めましておはようございます。

令和4年第2回柏原羽曳野藤井寺消防組合議会定例会の開会に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。

今日は、定例会の開催をお願い申し上げましたところ、公私ともご多忙の中議員各位におかれましては、ご参集を賜り本当にありがとうございます。

今日は、報告案件3件、議案4案件をご提案申し上げております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中村保治副議長 ありがとうございました。

それではこの度、藤井寺市において役員改選がございましたので、消防組合議員に就任されました藤井寺市選出議員の自己紹介を、お願いいたします。

◆3番（生田達也議員） 藤井寺市の生田達也です。引き続きよろしくお願い申し上げます。

◆6番（片山敬子議員） 藤井寺市の片山敬子でございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

◆9番（山本忠司議員） 同じく藤井寺市の山本でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

◆12番（麻野真吾議員） 麻野です。よろしくお願い申し上げます。

○中村保治副議長 どうもありがとうございました。

ただ今の出席議員12名でございます。定足数に達しております。よって、ただ今から令和4年第2回柏原羽曳野藤井寺消防組合議会定例会を開会をいたします。

直ちに本日の会議に入ります。

この度、柏原羽曳野藤井寺消防組合議員にご就任されました藤井寺市選出議員の議席の指定を行います。3番 生田達也議員、6番 片山敬子議員、9番 山本忠司議員、12番 麻野真吾議員、以上のとおり各議員の議席を指定いたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

○中村保治副議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期を本日1日間と決定いたします。

○中村保治副議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によりまして、議席5番 沼元彩佳議員、議席7番 奥山渉議員を指名いたします。

○中村保治副議長 次に、日程第3、選挙第1号 議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまし

て、指名推薦の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。指名は私の方から行うこととさせていただきます。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、私から指名をいたします。消防組合議会議長に、藤井寺市から選出されております片山敬子議員を指名いたします。

お諮りします。ただ今指名いたしました、片山敬子議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、片山敬子議員が満場一致をもって当消防組合議会議長に当選いたしましたので、本席から会議規則第31条第2項により告知いたします。

それでは、ただいま議長に当選されました、片山敬子議員から発言を求められておりますので許可します。

〔片山敬子 議長 登壇〕

○片山敬子議長 皆様、改めましておはようございます。

藤井寺市議会議員の片山敬子でございます。

只今皆様からのご承認をいただき、議長の要職に就かせていただくことになりました。消防組合議会の発展に、全力を尽くしてまいりたいと存じますので、皆様方にはご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、皆さま、コロナ禍で少し落ち着きがみえたように見え始めまして、イベント開催などが開催されておりますが、まだ予断を許さないような状況だと存じております。消防の皆様方には日々市民の皆様方の命を守るために、日々ご尽力をいただいていることに心から感謝申し上げます。またこれからコロナ禍の夏を迎えるにあたって大変御苦労おかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の議長の就任の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。(拍手)

○中村保治副議長 ありがとうございます。

これをもちまして、私の副議長としての職務を終わらせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

〔中村副議長降壇 片山議長 議長席に着く〕

○片山敬子議長 これより円滑な議事の進行を努めてまいりますので、皆様方にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは議事を進めさせていただきます。

○片山敬子議長 日程第4、選任第1号 常任委員会の委員の選任について、議題とします。

本件につきましては、この度、消防組合議員に選出されました藤井寺市選出議員の議員各位を対象とさせていただきます。

お諮りいたします。委員の選任につきましては、私からの指名による選任とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、私からの指名といたします。

総務委員会委員に麻野真吾議員、警防委員会委員に生田達也議員と山本忠司議員を、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、指名いたしました委員の方々を選任することに、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声起こる〕

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました議員の方々を、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。

○片山敬子議長 次に、日程第5、報告第1号 専決処分報告についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

◎曾我部浩治消防長 議長、消防長曾我部です。

○片山敬子議長 消防長。

◎曾我部浩治消防長 日程第5、報告第1号 専決処分報告についてご説明申し上げます。失礼ですが着座にてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

専決させていただきました内容は、柏原羽曳野藤井寺消防組合手数料条例の一部改正についてでございます。これは、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年2月18日に専決処分させていただいたことについて報告し、その承認を求めるものでございます。

5ページをご覧ください。これは地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額の改正に伴い改正するもので、事務及び人件費又は物価水準の変動に伴い、現行の手数料と標準額との乖離が大きくなっていることによるものでございます。内容については液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係の申請に対する審査手数料の改正となります。本来ならば議会の開催をお願い申し上げ、議決をいただくのが当然ではございますが、4月1日が施行日であり日程上、議会の開催も思うにまかせない状況でございましたので、専決処分とさせて頂いた次第でございます。

簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○片山敬子議長 説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

〔「質疑なし」の声起る〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第5、報告第1号 専決処分報告について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

ご異議なしと認めます。よって、報告第1号 専決処分報告については、原案のとおり承認することに決定しました。

○片山敬子議長 次に、日程第6、報告第2号 専決処分報告についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

◎曾我部浩治消防長 議長。

○片山敬子議長 消防長。

◎曾我部浩治消防長 日程第6、報告第2号 専決処分報告についてご説明申し上げます。失礼ですが着座にてご説明申し上げます。

議案書6ページをお開き願います。

専決させていただきました内容は、令和4年度柏原羽曳野藤井寺消防組合一般会計補正予算(第1号)でございます。これは、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年4月1日に専決処分させていただいたことについて報告し、その承認を求めるものでございます。

この事業は、昨年度から引き続き実施する大阪府の補助事業で、新型コロナウイルス感染症が急激に感染拡大した際、一般の救急出場に影響をもたらさないよう医療機関と連携し入院患者待機ステーションを設置することを支援する事業であり、令和4年3月末までであったものを、令和4年9月末まで延長するものでございます。こちらも本来ならば議会の開催をお願い申し上げ、議決をいただくのが当然ではございますが、市民生活に影響を及ぼさないよう早急に実施する必要があったことから専決させていただきました。

7ページをご覧ください。第1条では、歳入歳出予算の総額を700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億3,757万7千円とするものでございます。

続きまして、14ページをお開き願います。まず歳出につきまして、ご説明させていただきます。

目1常備消防費、節10需用費につきましては、救急資機材消耗品等の調達に185万3千円を計上したものでございます。

節11役務費につきましては、酸素充填手数料等として29万9千円を計上したものでございます。

節 12 委託料につきましては、救急資機材点検委託料として7万円を計上したものでございます。

節 13 使用料及び賃借料につきましては、待機患者用ベッド借り上げ料等として6万9千円を計上したものでございます。

節 17 備品購入費につきましては、救命処置備品である自動式心臓マッサージシステム等の整備といたしまして470万9千円を計上したものでございます。歳出の説明につきましては以上でございます。

ページを戻っていただきまして、13ページをご覧ください。歳入の補正でございます。

款8府支出金、項1府補助金700万円を補正しております。

以上で、令和4年度柏原羽曳野藤井寺消防組一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○片山敬子議長 説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

◆8番（渡辺真千議員） 議長。

○片山敬子議長 渡辺真千議員。

◆8番（渡辺真千議員） 羽曳野の渡辺でございます。それでは、質疑に入ります。

ご説明にありました昨年度からの引き続きのこの事業の延長ということをお聞きしました。大阪府の入院患者待機ステーションの設置支援事業、今回の補助金は700万円ということです。これはすでに令和3年度に設置している場合で、4月から9月までということです。新事業の補助金ですが、大阪府のホームページによりますと運営に関わる費用のみということで人件費は対象外ということです。この人の配置につきましては、救急救命士1名と業務調整員が1名、合わせて2名体制を確保しなければならないとされていますが、これはどのように確保されているのかをお聞きしたいと思います。

次に、待機ステーションを運営しなければならないほどの医療危機、現場の実態について大阪府の医療懇話会では消防として意見反映はできるのでしょうか。

以上2点についてお聞きします。ご答弁よろしく願いいたします。

○片山敬子議長 ただ今の件について答弁を求めます。

◎曾我部浩治消防長 議長。

○片山敬子議長 消防長。

◎曾我部浩治消防長 お答えさせていただきます。

1点目の質問、入院患者待機ステーションの人員確保についてですが、消防本部警防課と消防署警備課で調整しながら実施しています。まず平日の9時から17時までの対応については、消防本部毎日勤務者で人員を確保し、該当する事案が発生した場合は、消防本部毎日勤務者の救急救命士1名を含む2名で待機ステーションに移動し、傷病者を受け入れて搬送先の医療機関が決定するまで、患者の容態観察及び応急処置を実施しております。次に平日の17時から翌朝9時までの夜間及び土日祝日につきましては、警備課交替制勤務者で人員を確保し、対応しております。また、救急要請が逼迫する緊急事態宣言発令下では、同じく消防本部毎日勤務者と警備課交替制勤務者で人員を確保し、救急隊の運用を通常の7隊運用から非常用救急車を使用した8隊運用に切り替えて対応しておりました。

続きまして2点目の質問、消防の意見の反映につきましては、中河内救命救急センターを中心とした医療機関、保健所、消防機関で組織されている「中河内救急懇話会」で、意見交換を実施しております。また、大阪府の医療対策課との意見交換において、大阪府下の消防本部救急隊が入力した救急事案の搬送データから、コロナ関連のデータを抽出し、検討した対応策がまさに今回の入院患者待機ステーションの設置でありました。他にもここ最近ではコロナの陽性、陰性が分からない傷病者の病院受け入れに苦慮しておりましたが、関係機関との連携を通じて、消防の意見が反映されまして、検査のみを実施するトリアージ病院の確保などの対策が実施されたところであります。以上でございます。

◆8番（渡辺真千議員）（挙手）

○片山敬子議長 渡辺真千議員。

◆8番（渡辺真千議員） はい。ご答弁ありがとうございました。

今後、コロナ感染症の見通しについては、まだまだ油断できないということから、待機ステーションの態勢をとっておくということは、命を守るという上で大変な重要な役割を果たしているという事が分かりました。しかしこのステーションの人員の確保については、ぎりぎりの態勢でされているということがご答弁でもよく分かりました。

元々ステーションの運営が必要となったのは入院ができないほど、医療が逼迫している状況にあるということが問題です。このコロナ感染症の広がりによってコロナ患者が病院に受け入れることが困難になっている中でも大阪府ではこの公的な病院、急性期病床をこの間や地域医療構想によって削減がされてきています。そのため、高齢者施設でもコロナ患者が発生してもその施設に医療が介入ができず施設全体に感染が広がり、これまで大阪府の死亡数は全国で1位となるという残念な結果です。

その意味でもこの若い世代、はありますけど、この若い世代を利用して50億をかけて世代利用を想定して50億もかけて大規模の医療、療養センターを設置しました。しかしこの利用率は7パーセントで大変あてが外れました。この苦い経験を今後活かしていただきまして、医療崩壊を防ぐ手立てを地域として構築していくことが大変重要な課題となっています。命の最前線で消防の皆さんが仕事をしておられるということで、この現場からしっかりと大阪府への発信をお願いいたしまして、この報告第2号についての質問を終わります。ありがとうございました。

○片山敬子議長 他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第6、報告第2号 専決処分報告について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、報告第2号 専決処分報告については、原案のとおり承認することに決定しました。

○片山敬子議長 次に、日程第7、報告第3号 専決処分報告についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

◎曾我部浩治消防長 議長。

○片山敬子議長 消防長。

◎曾我部浩治消防長 日程第7、報告第3号 専決処分報告についてご説明申し上げます。失礼ですが着座にてご説明申し上げます。

議案書15ページをお開き願います。

専決させていただきました内容は、職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。これは、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年4月28日に専決処分させていただきましたことについて報告し、その承認を求めるものでございます。

17ページをご覧ください。この度の改正は、管理市である柏原市の条例改正に併せて実施するもので、主な改正内容は、期末勤勉手当いわゆるボーナスの民間支給割合との均衡を図るため、一般職員の期末手当を0.15か月引き下げ、年間支給月数を2.4か月とするもので、期末手当と勤勉手当をあわせると、年間4.45か月から4.3か月とし、再任用職員につきましても、0.1か月引き下げ、年間支給月数2.25か月とするものでございます。

附則としまして、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例を定めており、令和3年度的人事院勧告を反映させるため、令和4年6月支給額は、改正後の条例で算定した額から令和3年12月に支給した期末手当の額の127.5分の15を、再任用職員は72.5分の10を乗じた額を減じた額とするよう規定しております。

本来ならば議会の開催をお願い申し上げ、議決をいただくのが当然ではございますが、6月1日が支給基準日であり、日程上、議会の開催も思うにまかせない状況でございましたので、専決処分とさせて頂いた次第でございます。

簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○片山敬子議長 説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第7、報告第3号 専決処分報告について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、報告第3号 専決処分報告については、原案のとおり承認することに決定しました。

○片山敬子議長 次に、日程第8、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

◎曾我部浩治消防長 議長。

○片山敬子議長 消防長。

◎曾我部浩治消防長 日程第8、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。今回の改正は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備等、管理市である柏原市の改正にならない国と同様の措置等を講じるものでございます。

主な改正内容は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和としまして、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を削除するものでございます。

また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置としまして、職員から本人また配偶者の妊娠又は出産等について申し出があった場合、育児休業に関する制度等の周知や申請等の意向確認のための面談等を実施すること及び育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、育児休業に係る研修の実施、相談体制の整備を図ることなどを規定しております。なお、施行日は公布の日からとしております。

以上が、条例案の概要説明でございます。

簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○片山敬子議長 説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第8、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

○片山敬子議長 次に、日程第9、議案第5号 財産の取得についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

◎曾我部浩治消防長 議長。

○片山敬子議長 消防長。

◎曾我部浩治消防長 日程第9、議案第5号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

これは、災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型1台の購入に伴います財産の取得でございます。

取得の目的でございますが、現在高鷲出張所に配置しております車両の更新を行い、消防力の充実強化を図るものでございます。

取得の方法は、指名競争入札を行いました。取得価格は、消費税込みの4,257万円でございます。取得の相手方は、株式会社モリタ関西支店でございます。参考といたしまして、入札経過を22ページに記載しております。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○片山敬子議長 説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

〔「質疑なし」の声起る〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第9、議案第5号 財産の取得について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 財産の取得については、原案のとおり可決しました。

○片山敬子議長 次に、日程第10、議案第6号 財産の取得についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

◎曾我部浩治消防長 議長。

○片山敬子議長 消防長。

◎曾我部浩治消防長 日程第10、議案第6号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。

これは、高規格救急自動車1台及び高度救命処置用資機材の購入に伴います財産の取得でございます。

取得の目的でございますが、現在消防本部本署に配置しております車両の更新を行い、消防力の充実強化を図るものでございます。

取得方法は、指名競争入札を行いました。取得価格は、消費税込みの3,685万円でございます。取得の相手方は、大阪トヨペット株式会社法人営業部でございます。参考としまして、入札経過を24ページに記載しております。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○片山敬子議長 説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

〔「質疑なし」の声起る〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第10、議案第6号 財産の取得について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 財産の取得については、原案のとおり可決しました。

○片山敬子議長 次に、日程第11、議案第7号 財産の取得についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

◎曾我部浩治消防長 議長。

○片山敬子議長 消防長。

◎曾我部浩治消防長 日程第11、議案第7号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書25ページをお開き願います。

これは、高機能消防指令センター広域化改修整備に伴います財産の取得でございます。

取得価格は、18億3千700万円でございます。以前からご説明申し上げますとおり、消防広域化を目指している、構成8市町村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合との間で締結しました協定に基づいて実施するもので、財源については構成市町村からの負担金となっております。事業完了後全額支払いとなるため、令和5年度予算で全額支払い予定としております。また、既設の消防指令センターの基本的な性能を引き継ぐため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約としておりますので、参考としまして、随意契約理由及び取得価格等を26ページに記載しております。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○片山敬子議長 説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

〔「質疑なし」の声起る〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第11、議案第7号 財産の取得について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 財産の取得については、原案のとおり可決しました。

○片山敬子議長 次に、一般質問に入ります。

今回は、渡辺真千議員より1点の質問を受けております。質問を許可します。

◆8番（渡辺真千議員） はい。

○片山敬子議長 渡辺真千議員。

◆8番（渡辺真千議員） 今回の一般質問は、広域化の、広域化協議会について質問したいと思っております。

ホームページに第2回大阪南消防広域化協議会が開催されたということが掲載されています。この協議会の組織や役員構成、また、運営それから広域化の実際にいたるまでのテンポや、今後の議会との関わり、また、協議会の内容の公開方法についてお聞きしたいと思っております。

以上が質問です。ご答弁どうぞよろしく願いいたします。

◎奥谷裕之総務担当副理事 議長。総務担当副理事奥谷です。

○片山敬子議長 奥谷副理事。

◎奥谷裕之総務担当副理事 ただ今のご質問についてお答えさせていただきます。

大阪南消防広域化協議会は、国が定める消防広域化を推進する期限であります令和6年4月の実現を目指し、他都市先行事例を参考にしながら令和4年5月12日に地方自治法上の定められた法定協議会ではなく、任意の協議会として設立されました。

協議会は、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合で構成され、大阪府危機管理監をオブザーバーとするものです。協議会の委員は、8市町村長とし、会長に柏原羽曳野藤井寺消防組合管理者である柏原市長、副会長に富田林市長及び河内長野市長が就任されました。協議会の下部組織として、幹事会、専門部会及び作業部会を設け、協議会に上程する事項を協議いたします。

また、今後議会の予定につきましては、令和5年2月に消防組合議会、令和5年3月に各市町村議会で令和5年度予算に指令広域化改修費用及びはしご車広域整備費用を、令和5年9月の各市町村議会で消防組規約変更又は加入の議案を上程させていただき予定となっております。協議会での協議内容については、消防組合議会で順次進捗状況についてご報告をさせていただきます。

協議会の開催については、合計で5回程度を予定しており、幹事会、専門部会及び作業部会は、随時開催し協議してまいります。

協議会の公開についてでございますが、協議会は原則公開とし、会議結果については8市町村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合のホームページにリンクを設定し、調製後議事内容を配信していく予定となっております。以上でございます。

◆8番（渡辺真千議員） 議長。

○片山敬子議長 渡辺真千議員。

◆8番（渡辺真千議員） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問します。

協議会は公開されるということが分かりましたが、当日傍聴はあるのでしょうか。

また、ホームページで公開されます作業部会や専門部会などの資料、なかなか市民にとっては分かりづらい内容であると思うのですが、その説明のしていただける場はもっていただくことはできるのでしょうか。

以上、再質問です。どうぞご答弁よろしく願いいたします。

◎奥谷裕之総務担当副理事 議長。

○片山敬子議長 奥谷副理事。

◎奥谷裕之総務担当副理事 答えさせていただきます。

1点目の当日の傍聴についてですが、協議会は原則公開としており傍聴も可能となっております。

2点目の資料について、議員ご指摘のとおり作業部会や専門部会については専門性が高い内容となっておりますが、公開されるのは協議会の資料となり、市民にわかりやすい内容で作成されます。また内容にご不明な点がございましたら協議会事務局でお答えさせていただきます。予定では協議会で作成された「広域消防運営計画」を住民に公開し、広く意見を求め説明することとなっております。説明については以上でございます。

○片山敬子議長 渡辺真千議員、以上の説明でよろしいでしょうか。

◆8番（渡辺真千議員） 議長。

○片山敬子議長 渡辺真千議員。

◆8番（渡辺真千議員） ご答弁ありがとうございました。

令和5年9月には規約変更や加入の議案が上程されるということは、もうあと1年足らずで広域化に移行するための規約が決定されるというテンポが分かりました。また、協議会は傍聴もあり、公開もされるということですので協議会の日程などは早めに市民に知らせていただきたいと要望いたしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○片山敬子副議長 これで本日の日程は、全て終了しました。慎重なるご審議、誠にありがとうございました。

これにて、令和4年第2回柏原羽曳野藤井寺消防組合議会定例会を閉会いたします。提出されました案件は、すべて適正な議決とし、かつ円満裡に閉会させていただきましたことを心からお礼申し上げます。

ご協力ありがとうございました。これにて散会いたします。

△閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

柏原羽曳野藤井寺消防組合議会議長	片山敬子
柏原羽曳野藤井寺消防組合議会議副議長	中村保治
柏原羽曳野藤井寺消防組合議会議員	沼元彩佳
柏原羽曳野藤井寺消防組合議会議員	奥山 涉